

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の事
務引継ぎに関する規程

(平成23年4月1日)
(訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員服務規程
(平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合訓令第5号)第11条の規
定に基づき、職員の事務引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務引継ぎの要領)

第2条 職員は事務引継書を作成するものとする。

(事務引継ぎの期限)

第3条 職員が退職(死亡により退職した場合を除く。)し、又は勤務替えを
命ぜられたときは、その発令の日から3日以内に後任者又は事務局長の指定
した者に引継がなければならない。

(事務引継書の提出)

第4条 事務引継書は、新旧職員連署の上、次のとおり上司に提出しなければ
ならない。

- (1) 主幹以下の職員は、次長に提出するものとする。
- (2) 次長は、事務局長に提出するものとする。
- (3) 事務局長は、管理者に提出するものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。